

◎新潟県告示第994号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小田切 久一（はり ・きゅう・あん摩・ マッサージ）	（株）エニーケア	新発田市舟入町1-14-5 さくら館1-103号	平成28年4月21日
大竹 三栄子（柔道 整復）	大竹接骨院 やすえ	上越市安江1丁目3-4	平成27年6月5日
佐藤 大輔（柔道整 復）	佐藤接骨院	南魚沼市浦佐5402-4	平成27年12月17日